福島県総合計画審議会議事録

日　時　　平成２３年２月１５日（火）１０：００～１１：５０

場　所　　杉妻会館　牡丹

司　　会　　皆様、おはようございます。本日はご多忙のところ、福島県総合計画審議会にお集まりいただきありがとうございます。

私、本日進行役を務めさせていただきます企画調整部総合計画課の林でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に福島県総合計画審議会条例をお配りしております。条例にもございますとおり、総合計画審議会は県の総合的な計画に関する事項について調査審議いただく機関でありますとともに、国土利用計画法に基づき、本県の国土の利用に関する基本的な事項を調査審議する機関として設置されているものでございます。

それでは、審議会の開催に先立ち、今回委員を務めていただくことになる皆様に委嘱状を交付いたします。皆様の席に内堀副知事が参りますので、お名前を呼ばれましたら、その場でご起立の上、委嘱状をお受け取りください。

（委嘱状交付）

浅和　定次　様
小野　洋子　様
影山　道幸　様
加藤　卓哉　様
木田　都城子　様
國井　常夫　様
久保　美由紀　様
佐藤　晴雄　様
塩谷　弘康　様
庄條　德一　様
鈴木　浩　様
鈴木　幸男　様
瀬田　弘子　様
瀬戸　孝則　様
高谷　雄三　様
滝田　良子　様
田子　正太郎　様
橘　あすか　様
長澤　利枝　様
野﨑　　哲　様
早矢仕　恵子　様
結城　美智子　様
渡邊　和子　様

司　　会　　お手元の総合計画審議会委員名簿をご覧ください。小橋委員と田中委

員につきましては議事となっております福島県土地利用基本計画の全部変更に関連して、知事から特別委員として任命されておりますので、ご報告いたします。

なお、本日は、高谷委員、長林委員、小橋委員、田中委員が都合により欠席されております。ご欠席の委員の方には委嘱状を郵送させていただきます。

次に、事務局を紹介いたします。野﨑企画調整部長です。八木企画調整部理事兼政策監です。梁取総合計画課長です。鈴木土地・水調整課長です。

それでは、ただ今から、福島県総合計画審議会を開催いたします。

初めに内堀副知事からごあいさつを申し上げます。

内堀副知事　皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、本審議会にご参加をいただきまして誠にありがとうございます。また、ただいま委任状を交付させていただきましたが、再任の方、そして、初めてこちらの審議会に参加される方、それぞれご快諾をいただきましたこと、改めてお礼を申し上げます。

さて、皆さんに出席をしていただいておりますこの総合計画審議会でございますが、県に数多くある審議会・委員会の中でも一段と重要な役割を持っている審議会でございます。と申しますのも、福島県政の羅針盤ともいえる総合計画をこの審議会において作成をし、そして、その進行を管理していただたくという重要な役割を持っているからでございます。

再任の委員の皆さんはよくご存じのとおり、昨年の４月に新しい総合計画がスタートしたところでございます。そして、この１年間、その計画の進行状況を皆様にチェックをしていただき、一定の評価をこれまでしていただきました。そして、その評価あるいはご意見をもとに、つい先日でございますが、平成23年度の当初予算案を佐藤知事が記者発表したところでございます。この新年度の予算は9,000億円台を２年連続確保しまして、厳しい財政状況の中ではございますが、積極的な予算編成を目指したものでございます。

この予算案の中で、まさにこの新しい総合計画にあります「人と地域」を礎にし、「活力」「安全と安心」「思いやり」、この３本の柱を具体的な事業に落とし込んだ形で予算編成を進めてまいりました。この後、２月県議会がスタートいたしまして議決をいただきましたならば、新年度においてこの予算案を着実に執行し、県の新しい総合計画を形にしていきたいと、このように考えているところでございます。

これを進めるにあたっても、やはり審議会において常にＰＤＣＡサイクルで皆様方からご意見をいただき、そして、それをフィードバックしていくことが何よりも重要でございます。ぜひ皆様方には審議に積極的

にご参加をいただき、忌憚のないご意見をいただければありがたいと思います。
　きょうの議事でございますが、お手元の次第にございますとおり、施策取組状況評価の見直し、あるいは県の土地利用基本計画の変更について、こういったことが議題になっております。皆様方それぞれの立場、ご見識のもと、積極的にこの会議に参加をしていただき、意見を述べ合っていただき、また、県政をさらによりよい方向に導いていただくよう重ねてお願いを申し上げまして、開会にあたってのごあいさつといたします。
　本日はよろしくお願いをいたします。

司　　会

　それでは、次第３の会長・副会長の選任に入ります。
　福島県総合計画審議会条例により、会議の議長は会長が務めることになっておりますが、本日は改選後初めての審議会であり、まだ会長が選任されておりません。会長が選任されるまでの間、仮議長に議事の運営をお願いしたいと思います。
　仮議長は事務局から指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
（「異議なし」という声あり）
　ありがとうございます。
　それでは、恐れ入りますが、前会長の鈴木浩委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」という声あり）
　それでは、鈴木浩委員、よろしくお願いいたします。

仮議長
（鈴木浩委員）

　ただいまご指名を受けました鈴木です。前に会長役をやっていたから引き継いだだけです。念のため申し上げます。
　会長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いします。
　議事に先立ちまして定足数の確認をいたします。本日は特別委員を含めて委員現員が27名、出席をしていただいているのはそのうちの23名ですので、本審議会が有効に成立していることをまずご報告いたします。
　続きまして、議事録署名人を２名選びたいと存じます。私のほうからご指名させていただいてよろしいでしょうか。
（「異議なし」という声あり）
　どうもありがとうございます。
　では、議事録署名人をご指名申し上げます。お一人は國井委員、もう一人は橘委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
　次の議題ですが、会長・副会長の選出に移ります。
　選出する人数や方法はどのようにいたしますか。事務局のほうで何か

ございましょうか。

総合計画課長　事務局を仰せつかっております総合計画課の梁取でございます。私のほうから若干ご説明させていただきます。

福島県総合計画審議会条例の第４条第１項の規定で、会長は１名、副会長は若干名を委員の互選により置くことになっております。副会長の人数につきましては具体的な定めはございませんが、今までと同様に２名としてはどうかと考えております。よろしくお願いいたします。

仮議長　事務局のほうから今ございましたように、会長１名、副会長２名、これを委員の方々の互選で選ぶという説明がございましたけれども、そのようなことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

それでは、会長１名、副会長２名を、委員の互選で選ぶということになっておりますが、どなたかご意見はございませんでしょうか。

浅和委員　会長には鈴木浩先生にお願いをしたいと思います。

仮議長　別の意見はございましょうか。

木田委員　一緒の意見です。

仮議長　今、浅和委員、木田委員のほうから、会長は私にというご提案がありましたが、ぜひほかのご意見をお寄せください。

それでは、本当に申し訳ないのですけれども、お役に立てるかどうか、私が会長を務めさせていただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

さらに、副会長を選任したいと思います。どなたかご意見はございますか。

（「会長一任」という声あり）

よろしいですか。それでは、私のほうで、副会長はお二人という話ですので選ばせていただきたいと思います。

お一人は瀬谷委員、もう一人は小野委員に願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

よろしいですか。きょうは瀬谷委員は代理なのですが、お願いしたいと思います。小野委員にもお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、ここで私は仮議長役を解任させていただきます。ありがとうございました。

司　　会

ありがとうございました。

それでは、改めまして、会長に選任されました鈴木浩委員からごあいさつをお願いしたいと存じます。

会　　長
（鈴木浩委員）

改めまして、今まで会長が十分務められていなかったせいでしょうか。もう一度責任を果たせということのようです。

先ほど内堀副知事さんのほうからごあいさつがありましたように、昨年の４月に新しい福島県の総合計画をスタートさせることができました。そのときから、また新しい枠組みとしてこの総合計画審議会の中で進行管理を行う。

自分たちで計画をつくることに参加をして、しかも、その進行管理をするというのは、一部、自作自演ではないかという意見もないわけではありませんので、この進行管理についてはいろいろ慎重審議をいたしまして、外部の委員にも入っていただきながら、この総合計画審議会の中で部会をつくり、その部会の中に外部の人が入っていただいて進行管理を行うということを１年間弱続けてまいりました。いよいよ、この４月から第２年度に入るということで、私たちの役割は一層重要になっていくだろうと思います。

さらにつけ加えて言いますと、皆さんもご承知のとおり、この１月24日から、国のほうでは第177通常国会が動き始めました。その中で、私たち地方にいる者として大変注目すべき議案が上程されています。

一つは、地域主権推進一括法案であります。いよいよ地方自治あるいは地域主権という流れがこれから大きく押し寄せてくるだろう、これをどうやってプラス志向で考えるかということがあると思います。しかし、こういう財政事情であったりいろいろな事情があるので一筋縄ではいかないという側面があって、私たち地方でいろいろなことを一緒に考えていく場合に、みんなで知恵を出し合わなければならない場面がたくさんあろうかと思います。ぜひ、この点についても、この総合計画審議会のメンバーの方々にいろいろご意見を賜りたい、この点が１つであります。

併せて、同じ国会でもう一つ、地方自治体にとって大変重要な法案が提出されております。それは、地方自治法の一部改正に関する法律であります。簡単に言ってしまうと、実は県の総合計画は地方自治法に縛られておりませんが、市町村の総合計画、法律の中では基本構想と書かれておりますけれども、この基本構想の策定義務が削除される法案であります。市町村が総合計画の策定をすることを地方自治では持っていたものを廃止するという法案であります。なぜそういう法案が出てきたのか。いろいろな背景があったり十分わかりにくいところがありますけれども、その法案の行く末も我々は注目しておく必要があります。

多分、それによって市町村が総合計画はもうつくらなくていいということにはならないと思います。こういう混沌とした世の中ですので、ま

すますそういう総合計画の役割は重要なのですけれども、これを地域主権でやりましょうということとどうも抱き合わせのようであります。国の法律によって決めるのではなくて、それは市町村が自から決めるべきことというイメージがそこに含まれていたりします。事はそんなに簡単に解釈できないのですけれども、そのようであります。

しかし、この福島県の総合計画は地方自治法によってはいないけれども、やはりこういう状況の中で、総合計画をつくることの意味・役割は今まで以上に重要になっていますので、その点は皆さんご確認いただけるところだろうと思います。

そんなわけで、大変複雑な様相を呈している世の中ですけれども、私たち地方が今まで以上に活力をもたらすような地域にしていかなければいけない。総合計画の中では向こう30年の間に福島県は人口が160万人台に落ちるのではないかという予測があります。しかし、人口が減ることが即地域の衰退につながるようなものであってはいけないということも、私たち、これからぜひ考えていこうと思います。

少し長くなりましたけれども、新しく会長に選任された機会に皆さんと一緒に知恵を出し合いたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

司　　会　　ありがとうございました。

ここで、福島県土地利用基本計画の変更について、知事から当審議会に諮問がございます。

恐れ入りますが、会長、内堀副知事、よろしくお願いいたします。

内堀副知事　　（諮問）

福島県土地利用基本計画の変更について（諮問）

国土利用計画法第９条第14項で準用する同第10項の規定に基づき、下記のとおり福島県土地利用基本計画の変更について、貴審議会の意見を求めます。

諮問事項

１　福島県土地利用基本計画の一部変更について

２　福島県土地利用基本計画の全部変更（改定）について

よろしくお願いします。

司　　会　　ただいまの諮問文につきましては、写しを委員の皆様にもお配りしておりますのでご覧ください。

なお、内堀副知事は所用によりここで退席をさせていただきます。

（内堀副知事退席）

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

本日机の上にご用意させていただきましたのが、まず、福島県総合計

画審議会次第、福島県総合計画審議会出席者名簿、席次表の３枚と、次に資料ナンバーが振ってありますが、資料１「福島県土地利用基本計画の一部変更について」、続きまして資料２「福島県土地利用基本計画書【平成23年２月一部変更（案）】」としてあります。それから、資料３「福島県土地利用基本計画の改定について」、資料４「福島県総合計画審議会における部会の設置について」、それから、資料５「福島県土地利用基本計画の改定のスケジュール」、続きまして資料６「総合計画の進行管理について」、資料７「平成23年度総合計画進行管理部会について」、資料８「施策取組状況評価の見直しについて」、最後に、資料９「平成23年度重点事業等の主要事業」、以上９つの資料、さらに、土地利用基本計画関係の参考資料といたしまして総合計画審議会委員用資料という青いファイルを机の上にご用意させていただいております。そのほか、参考といたしまして福島県総合計画審議会の条例と総合計画審議会委員名簿をお配りしております。

もし、不足等がございましたら、恐れ入りますが事務局のほうへご連絡をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これ以降は福島県総合計画審議会条例第５条第２項の規定により会長に議長をお願いしたいと存じます。

それでは、鈴木会長、よろしくお願いいたします。

議　　長
（鈴木会長）

ここから私が進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、きょうの議事の１番目であります福島県土地利用基本計画の一部変更について、事務局からまず説明をお願いいたします。

土地･水調整課長

土地・水調整課の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。私から説明をさせていただきます。

最初に、土地利用基本計画の概要についてご説明をしたいと思います。皆様のお手元に参考資料として青いファイルがあると思いますので、その青いファイルをお開きいただきたいと思います。インデックスがいくつか付いていると思いますが、このインデックスの上から４つ目に「福島県土地利用基本計画について」というものがあると思います。そのインデックスをおめくりいただきたいと思います。３ページありまして、１ページ目に土地利用基本計画の概要、構成、役割というものが載ってございます。３ページ目に体系図が載っておりますので、併せてご覧いただければと思っております。

まず、この土地利用基本計画でございますが、この土地利用基本計画といいますのは国土利用計画を基本として策定されるものでございます。国土利用計画というのは、国土利用の将来像を示す長期的な構想、いわゆる行政上の指針となるものでございますが、これには、全国計画、

都道府県計画、市町村計画という３つの段階がございます。このうち福島県の国土利用計画につきましては、この審議会で昨年いろいろご議論をいただきまして、昨年の11月に答申をいただき、それをもとに昨年の12月に県議会の議決を受けまして第五次福島県国土利用計画として策定をされております。

福島県土地利用基本計画につきましては、福島県の区域につきまして総合的かつ計画的な土地利用を図るために、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域と、土地利用の調整等に関する事項について定めるものでありまして、この五地域を５万分の１の図面に表示いたします計画図と、土地利用の調整等に関する事項について記載をした計画書から成ってございます。

次に、土地利用基本計画の役割でございますが、３つほどございます。１つ目は行政内部の総合調整の役割でございます。土地利用基本計画は個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として位置づけられておりますことから、これら個別規制法の枠を超えて土地利用の総合的な方向づけを行い総合調整をする役割というものがございます。

２つ目は、土地取引規制の根拠でございます。国土利用計画法に基づき土地取引に係る届出につきまして利用目的審査というものを行うわけでございますが、これの直接的な規制の基準ということになってございます。

３つ目は間接的な開発行為の規制基準ということでございます。開発行為に対しましては、土地利用基本計画に即して各個別規制法が土地利用に関する規制を行うということとされておりまして、土地利用基本計画は開発行為について間接的な規制の基準であるということでございます。

２ページ目には五地域の定義を記載しておりますが、個別規制法で定めました土地利用計画の区域区分というものは土地利用基本計画に即することとなっておりまして、その内容が乖離しないように相互調整を行うことになっているところでございます。

以上の点を踏まえまして、本日ご審議をお願いいたします福島県土地利用基本計画の一部変更案件についてご説明をしたいと思います。資料１をご覧いただきたいと思います。本日ご審議をいただくのは五地域区分の変更と計画書の変更でございます。

まず、五地域区分の変更でございます。本日の変更案件は２件ほどございまして、１件は林地開発が完了し現況が森林ではなくなったために森林地域を縮小しようとするものでございます。もう１件は、逆に、現況が森林でありまして、森林としての利用保全を図る必要があるために森林地域を拡大しようというものでございます。

それでは、１件ずつご説明をしたいと思います。資料１の６ページ、Ａ３判の資料をご覧いただきたいと思います。整理番号１、いわき森林

地域の縮小案件でございます。

この変更案件は、採石業として岩石採取をしていたところでございますが、岩石の採取が終了いたしまして、法面として造成が完了した区域について森林地域を４ヘクタールほど縮小するものでございます。

上のほうに表示しておりますのが位置図でございまして、今回の変更箇所を黄色の丸で表示しております。下にございますのが今回変更する区域を土地利用基本計画図に表示した図面となっております。色がいろいろと錯綜しておりますのでわかりにくいと思いますが、この図面の真ん中辺に黄色で示した部分があると思います。これが今回森林地域を縮小する範囲ということでございます。上側の右の欄に五地域の指定状況の表がございますが、この案件の場合、今回、森林地域の部分の丸がなくなりまして、今後は農業地域及び、この区域の一部でございますが、自然保全地域に指定されている地域ということとなります。表の下には変更を必要とする理由について記載をしております。

以上が整理番号１、いわき森林地域の変更内容でございます。

次に７ページをご覧ください。整理番号２、西郷森林地域の拡大の案件でございます。この変更案件は、農林水産省の家畜改良センターでございますが、このセンターの独立行政法人化に伴い国有地から民有地へ編入されたことに伴いまして、森林地域を553ヘクタール拡大するものでございます。下側の計画図に赤色の太線で囲まれた部分がその範囲ということになります。今後は、森林地域及び農業地域、また一部自然公園地域が指定されているという地域となります。

続きまして、今回の変更区域の現在の利用状況につきまして、写真によりご確認をいただきたいと思います。スクリーンをご覧いただきたいと思います。

こちらが、いわき森林地域の縮小案件でございまして、黄色で囲まれた部分が岩石採取が完了いたしまして、法面としての造成が完了した部分ということで、今回森林地域から抜くという部分でございます。左側についてもいろいろ開発されている状況がわかると思いますけれども、こちらは今は事業中ということで、今回の案件からは抜かれているということでございます。

こちらが西郷の森林地域の拡大案件でございます家畜改良センターでございます。かなり広大な敷地になってございますが、このうち赤で囲まれた部分、森林になっているのが見えると思いますが、こういったところが今回森林として入れた部分です。ところどころ抜けておりますが、こういったところは採草放牧地となっておりまして、森林ではないということで、今回森林地域には含めない部分でございます。これは、今の家畜改良センターの内部から撮った写真でございまして、ご覧のとおり採草放牧地がございますが、採草放牧地のところどころに森林がございます。こういった森林を今回森林地域として編入するという部分でござ

います。こちらも同じような部分でございまして、赤で囲まれた部分が森林ということで森林地域を拡大するというものでございます。

それでは、資料１に戻っていただきまして、１ページをご覧いただきたいと思います。総括表でございますが、本日の変更案件につきましては、森林地域の拡大が553ヘクタール、縮小が４ヘクタールでございまして、今回の変更の結果、森林地域が549ヘクタール拡大するということでございます。

３ページをご覧いただきたいと思います。変更案件に係る市町村との調整、県庁内部の調整について記載をしておりますが、いずれも異議がないということでございます。

次に、計画書の変更の概要でございます。恐れ入りますが２ページをご覧いただきたいと思います。２番でございます。変更箇所は２カ所ございます。１つ目は、福島県総合計画が改定されたことにより県政の基本目標についての記述との整合性を図るというもの、２つ目は、自然公園法の改正によりまして条項の整合を取るというものでございます。８ページに新旧対照表がございます。また、資料２には土地利用基本計画書を掲載しておりますのでご覧いただければと思います。

なお、今後の手続きといたしましては、本日の審議の結果を受けて、国土交通大臣と協議をし、同意を得て、福島県土地利用基本計画の変更が決定するということになります。その後、個別規制法の計画、今回の案件ですと森林法に基づく地域森林計画の変更手続きを行うということになります。

以上が福島県土地利用基本計画の一部変更についての説明でございます。私からは以上でございます。

議　　長　　どうもありがとうございました。

資料１のタイトルにありますように、先ほど知事から諮問がありました福島県土地利用基本計画の一部変更についての説明でした。

これについて、何かご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

浅和委員　　この計画については異議はありませんが、どういう樹種をここに植林しようとしている計画なのか、これをお聞きしたいと思います。

議　　長　　森林の拡大部分について、樹種、植林の計画があるのかどうかを含めてお願いいたします。

土地･水調整課長　　広葉樹の40年生となってございます。現況がそうなってございます。

議　　長　　その現況を維持するということでよろしいですか。新たに植林すると

いうのではなく、現況は森林地域なのですね。

森林計画課長　森林計画課長でございます。
現況が森林だということで今回森林に編入するということでございまして、先ほど申し上げましたように、現況は広葉樹になっているということでございます。今後どうするのかということについては、現時点ではまだ具体的な計画はございません。

議　　長　とりあえずは現況で森林地域に変更するということですね。

浅和委員　いろいろな関係で森林にすることについては異議ありませんが、問題はそこに植える樹種です。今、広葉樹と聞いて私もほっとしたのですが、広葉樹とか照葉樹、こういうものをこれからは山に植えていく必要があると思うのです。葉っぱが散るもの、例えばツバキやカシなどです。これが、やはり山の保全やいろいろ温暖化の問題で大変効果があるということのようでありますので、もし、これから植林をするということであれば、そういうことを考えていただきたいと、これは要望したいと思います。

議　　長　ありがとうございました。
それでは、事務局のほうでもよろしくお願いいたします。
ほかのご意見はございましょうか。ご意見がないようでしたら、先ほどの一部変更についての諮問ですが、これを適当と認めて答申するということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」という声あり）
ありがとうございます。
それでは、諮問事項のうちの第１については異議はないということで決定させていただきます。なお、この答申の文案については私のほうで事務局と相談をさせていただきますのでご一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
（「異議なし」という声あり）
ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。
次に進みます。２番目でありますが、福島県土地利用基本計画の全部変更（改定）についてです。これをまず、事務局からご説明ください。

土地･水調整課長　それでは、お手元の資料３をご覧いただきたいと思います。福島県土地利用基本計画の改定についてでございますが、まず、改定の背景についてでございます。
先ほど申し上げましたが、土地利用基本計画は国土利用計画を基本としてつくるものでございます。先ほどの土地利用基本計画の一部変更に

おきましては、総合計画の策定及び自然公園法の改正に伴う記述の変更についてご審議いただいたところでございますが、こちらにつきましては、今般、国土利用計画が改定されたことに伴いまして、土地利用基本計画を全面的に改定しようというものでございます。

改定に当たりましては、国土利用計画と整合性を図ることはもちろんでございますが、「土地利用基本計画の活用に関する研究会報告」を活用したいと思っております。土地利用基本計画の活用に関する研究会というのは、社会経済情勢の変化によりまして土地利用をめぐる情勢が大きく変化しているということや、これまで土地利用基本計画がうまく活用されていないとされることから、国が平成20年度から設置している研究会でございます。本審議会の会長でもございます鈴木浩先生も委員としてこの研究会に参画されておりますが、これまで研究会におきまして、「土地利用基本計画活用の手引き」と「土地利用基本計画作成の手引き」というものを作成しております。お手元の青いファイルに、それぞれこの概要を載せておりますのでご覧いただければと思います。

まず、上から６つ目のインデックスです。「土地利用基本計画を使おう！」というものがございます。これは概要版のパンフレットでございますが、こちらにおきましては、個別課題に対応した土地利用基本計画の活用イメージについて、事例を踏まえまして概念図という形で示しております。また、下から２つ目のインデックスの「土地利用基本計画を作ろう！」におきましては、土地利用基本計画の持つマスタープランとしての規範性・実効性確保の方策、また、開発計画に対する適切な規制・誘導の方策、規範性と実効性を支える科学的アプローチと市町村の計画適合についての考え方について示しております。今回の土地利用基本計画の見直しにあたりましては、この研究会の検討結果も参考としながら、本県の実情に合った内容にしていきたいと考えております。

次に、計画の改定作業についてでございますが、内容の検討・取りまとめを機動的・効率的に行っていただくために、本審議会に部会を設置したいと考えております。資料４をご覧いただきたいと思います。部会設置の趣旨につきましては今ほど説明したとおりでございまして、部会の名称は「土地利用基本計画改定検討部会」といたします。部会委員は７名といたしますが、専門的な審議を行う必要があることから、外部の専門家２名を特別委員として任命することとしたいと思います。

設置期間につきましては土地利用基本計画改定に係る答申時までということにしたいと思います。なお、部会は土地利用基本計画の改定について審議した結果を審議会に報告し、審議会はこの報告を踏まえてさらに詳細な審議を行うということとしたいと思います。その他につきましては省略させていただきたいと思います。

次に改定スケジュールでございますが、資料５をご覧いただきたいと思います。左のほうの審議会の欄をご覧いただきたいと思います。まず、

２月15日、本日の審議会でございますが、計画改定の諮問をいたしまして部会の設置をしたいと考えております。その後、部会を４回程度開催して素案をまとめたいと考えておりまして、７月ごろには審議会において素案をご審議いただき、市町村との意見交換及び国との事前調整を行った後、10月ごろの審議会で答申案の審議をお願いしたいと考えておりまして、その結果に基づいて知事に対し審議会から答申をいただき、これをもとに国の同意を得て年内には計画を策定したいと考えております。以上がスケジュールでございます。

私からは以上でございます。

議　　長

ありがとうございました。

先ほどの知事から諮問事項１については、きょう即決で答申の方向を決めましたけれども、２の諮問事項については、今説明がありましたように、これから部会を設置しながら、10月をめどに県の土地利用基本計画を改定していくのだという提案をしていただきました。したがって、第２項については、その答申はこれから秋口にかかって行うというスケジュールについてもご説明いただきました。

この内容についてご質問やご意見はございましょうか。

（「ありません」という声あり）

改定の内容や作業を行うにあたって部会を設置する改定スケジュールについてご提案がありましたので、それでは、このとおり進めさせていただくということでよろしければお願いしたいと思います。

実は、この提案の中で、福島県土地利用基本計画改定検討部会設置について提案がありました。これについて、福島県総合計画審議会条例第６条というところに部会を設置することができる旨が触れられておりますので、これに基づきまして、提案どおり福島県土地利用基本計画改定検討部会を設置するということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

それでは、案のとおり設置をさせていただきます。

その次に、この部会なのですけれども、資料にありましたが、部会委員は会長が指名するということです。全部で７名ということでしたが、提案では、審議会の委員メンバーから５名、それから、いろいろ専門性があるので、審議会のメンバー以外から特別委員として２名、合わせて７名を私のほうから指名させていただきたいと思います。

それでは、お手元の総合計画審議会委員名簿をご覧の上、私がこれから指名させていただきますのでご確認ください。

木田　都城子　委員

國井　常夫　委員

庄條　德一　委員

長林　久夫　委員
以上の４名と私を加えた５名とさせていただきます。
また、本日、特別委員に任命されておりました
小橋　達夫　委員
田中　亮　委員
この特別委員２名を加え、合計７名で部会をスタートしたいと思います。よろしくお願いいたします。
なお、本日欠席をしております長林委員、小橋委員、田中委員につきましては、事務局のほうから改めてご本人にお知らせいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
それでは、その次に移らせていただいて、３番目、平成23年度総合計画進行管理部会について、これも事務局からご説明ください。

総合計画課長　総合計画課の梁取でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私のほうから説明させていただきます。
平成23年度総合計画進行管理部会についてご説明をさせていただきますが、今回は審議会委員の委嘱替えにより、初めての方もおりますので、まず最初に総合計画の進行管理について、その概要をご説明させていただきます。
資料の６でございます。右上に通し番号を振ってございますが、資料６の21ページということで今後ページ数を述べさせていただきます。資料６の21ページをご覧ください。
「いきいき ふくしま創造プラン」の進行管理は、施策の取組状況を評価することに力点を置くとともに、評価結果を次年度事業の構築に効果的に活用するために行うものでございます。具体的には、まず施策の取組状況に関する評価でございますが、評価の対象は政策分野別の重点施策22施策と地域別の重点施策90施策となります。評価の方法は、政策分野別の重点施策については、各部局が行う個別事業の評価等をもとに、部局を横断した組織により連携を図りながら、22施策すべてについて自己評価を行います。また、毎年度、22施策のうち複数施策を抽出いたしまして、総合計画審議会による第三者評価を実施いたします。なお、第三者評価の実施に当たっては、機動的・効果的に詳細審議を実施するため、昨年６月に開催した総合計画審議会において審議会の中に部会を設置していただいたところでございます。また、詳細審議の対象となる施策以外の施策については、自己評価の結果を審議会に報告することとしております。
地域別の重点施策につきましては、地方振興局が中心となり、各出先機関が連携して、地域で懇談会を開催するなど県民の皆さまのご意見を聴きながら評価を行います。その結果につきましては総合計画審議会にも報告をいたします。

次に、次年度事業の構築等でございますが、各部局は評価結果をもとに部局間の連携を図りながら効果的な事業構築を行うことといたします。特に、重点プログラムに関する取組みについては、部局横断的な組織を設置し、重点プログラムの推進に資する事業の構築につなげてまいります。進行管理の結果につきましては、分かりやすく取りまとめ、広く県民に公表するとともに、県議会に対しても報告することとしております。

次のページでございます。通し番号の22ページになりますが、ご覧いただきたいと思います。部会における審議対象の抽出についてでありますが、これについては基本的な考え方についてご了解をいただいているところでございます。まず１点目は、平成22年度から24年度までの３年で22すべての政策分野別重点施策について部会による詳細審議を行うということでございます。２点目は、年度ごとの審議対象数は22年度が５施策、23年度が８施策、24年度が９施策とすることでございます。３点目は、25年度は総点検として全施策を審議対象とし、26年度は次期総合計画の策定のため第三者評価は休止するということでございます。

次のページ、通し番号の23ページをご覧ください。平成23年度の進行管理の想定スケジュールでございます。後ほどご説明いたしますが、本日、審議会委員から部会委員を指名していただきたいと考えております。また、５月を予定しておりますが、総合計画審議会を開催していただきまして、特別委員の３名について部会委員の指名をさせていただきます。８月には３回ほど部会を開催し、８施策について詳細審議を行います。その後、９月中旬には総合計画審議会で部会の審議内容を報告していただき、審議会としての意見を取りまとめ、10月中旬までには県に対し意見書を提出していただきたいと考えております。県では、自己評価や審議会からの意見具申を踏まえて、評価結果を確定させ、24年度事業の構築や改善に反映させてまいります。

次のページ、通し番号の24ページをご覧ください。この図は、政策分野別重点施策の体系でございます。左端に縦に書いてございますが、礎として「人と地域」、その下に「活力」、右のほうになりますが、縦に「安全・安心」「思いやり」という区分がございます。礎である「人と地域」、「活力」「安全・安心」「思いやり」の３本の柱の下に、それぞれ２つずつ、合わせて８つの政策分野があります。礎であれば、１つが「子どもから大人まで一人ひとりの輝きと生きがいが見いだせる社会の実現」、もう１つが「魅力と個性にあふれた地域社会の実現」、この２つが政策分野でございます。それぞれ４つの区分ごとに２つずつ、合わせて８つの政策分野がございます。

その政策分野の下に22の重点施策がございます。１番目の礎「人と地域」の中の「子どもから大人まで一人ひとりの輝きと生きがいが見いだせる社会の実現」、この政策分野には３つの重点施策がございます。１

つが「子どもたちが心豊かにたくましく育つ社会の実現」、２つ目が「人々がはつらつとして活躍する社会の実現」、３つ目が「文化やスポーツなどによる活動の場づくり」といった重点施策が３つあります。それぞれ、政策分野の下に２つから３つの重点施策がございまして、合わせて22の重点施策がございます。

そして、一つひとつの重点施策の下に、２つから４つの細項目といったものがあり、細項目が合わせて63あるということでございます。１番目の重点施策、「子どもたちが心豊かにたくましく育つ社会の実現」という重点施策には、「子どもを生み育てやすい環境づくり」「豊かなこころ、健やかな体の育成」「確かな学力の育成とキャリア教育の推進」という３つの細項目がある、これらが合わせて63あるということでございます。このように、総合計画はこのようなツリー状の施策体系でできているということでございます。

このうち、太線で囲んでいる部分が５つございます。一番上の「子どもたちが心豊かにたくましく育つ社会の実現」、「力強さに満ちた地域づくりと分権型社会の対応」等々、全部で５つを太線で囲んでございます。この部分は22年度詳細審議を行った重点施策でございます。23年度は、残りの17の施策から８つの施策を抽出していただきまして詳細審議を行っていただくことになってございます。

次に、資料の７、通し番号で25ページになってございます。それをご覧になっていただきたいと思います。平成23年度総合計画進行管理部会についてでございます。先ほどご説明申し上げましたが、昨年６月に第三者評価を機動的・効率的に実施するため、総合計画審議会に部会を設置していただいておりますが、その内容について改めてご説明させていただきます。

部会委員の人数は８名程度としております。なお、施策の取組状況評価に関して専門的な審議を行う必要があることから、外部の専門家を特別委員として任命することとし、特別委員の数は部会委員総数の半分以下としております。部会委員の任期及び指名についてですが、審議会委員につきましては、任期は次回の改選時までとし、委員の改選があった場合には改めて会長による部会委員の指名を行います。特別委員の任期は意見具申を行う時までとし、毎年度改めて知事が特別委員を任命し、会長が部会委員の指名を行うということになってございます。また、部会は審議結果を審議会に報告し、審議会はこの報告を踏まえて審議を行うものとしております。なお、22年度の部会委員の構成は、部会委員は８名で、うち５名は審議会委員が、３名は特別委員がなっておりました。

次に、６番でございますが、平成23年度の部会委員の構成についてでございます。22年度と同様に、部会委員は８名とし、５名は審議会委員から、３名は特別委員から選任していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

裏面でございます。通し番号26ページでございますが、ご覧になっていただきたいと思います。23年度の進行管理部会の構成を図示したものでございます。部会委員は、審議会委員５名、特別委員３名、合わせて８名を選任することを表しております。なお、一番下の米印の記載でございます。審議会委員から選任された５名の部会委員は、平成24年度も引き続き部会委員となるということでございますので、ご了解のほどよろしくお願いいたします。

以上、私からの説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長

ありがとうございました。

今回初めてこの審議会のメンバーになられた方もおられますので、後ほどの説明で使うかもしれませんが、皆さんのお手元に「いきいき ふくしま創造プラン」の冊子が届いていますか。これが、再三説明しております昨年の４月からスタートした総合計画であります。平成22年度のこの審議会は新しい計画の移行期にありましたので、この進行管理の部会をどう立ち上げて、その中身をどうやって審議していくのかという部会が発足いたしました。その前の平成21年度は、この総合計画をつくるために、さまざまな地域の懇談会だとかそういうものにこの審議会のメンバーの方々にもご出席いただいて、後で部局にお聞きしたところ、全県的に全部で30回以上の地域懇談会や、シンポジウムをやったそうであります。そういう経過を経て、この総合計画はでき上がっています。

その地域懇談会のときに、この審議会のメンバーの方々にも懇談会に参加をしていただき、そのときの地域懇談会に参加されたメンバーの方々の中で今回審議会のメンバーになった方もおられます。そのようなことを踏まえながら、この総合計画というものは地域の方々の意見をできるだけ聞いていく、あるいは計画が発足してからも進行管理をきちんとしていこうということで、ある意味では新たな枠組みで去年の４月から発足した、この点をぜひ皆さんにご理解いただきたいと思います。ある意味ではまだまだ走りながら考えているところがないわけではありません。これですべて100％ＯＫというわけではなくて、走りながら改善をしていくという側面もありますので、今年度は新しい部会を発足させ、この22の重点施策のうち、本年度は８の施策について取り上げてやっていこうという提案がございました。

この中身について改めてご確認やら質問したいことがありましたらお願いしたいと思います。どこからでも結構だと思います。よろしくお願いしたいと思います。

浅和委員

この計画の進行管理の関係でお願いをしておきたいと思います。活力の「多様な交流ネットワークの形成」、そこに「定住・二地域居住の推

進」とあります。人口は、去年の国勢調査では、５カ年間で６万2,000人以上減っている。１年間に１万2,400人くらい減っている。県下59市町村で52市町村が減っている。たった７市町村しか増えていない。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計値によると、平成27年には200万を切って197万6,000人になる、47年には164万9,000人になるという推計値が出ています。

そうすると、今度の国調関係を見ると全くこの数字のとおりになってしまう。だから、活力がある福島を維持していくためには、増やすまでは難しいけれども、いかにして今の人口を維持していくか、これが最大の努力をしなければならないと思います。そのためには、ここの活力の定住・二地域居住の推進、この進行管理をしっかりとしていただいて、何で人口が減少しているのか、その辺の理由と根拠を解明して県政の施策の取組みをしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

議　　長　　重要なご指摘だと思います。これから、国等でもそういう人口減少は、ある種既に与えられた自明なことのように取り上げているかもしれませんけれども、多分、福島県の計画が人々を引きつけられるような魅力的な計画になれば今のような課題に応えられるのだろうと思います。そういう点も引き続き、部会あるいは県当局でご努力いただく観点かと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかの点で何かございましょうか。今の浅和さんのご意見は、この点を点検する項目に加えていただきたいという要望でよろしいですか。

浅和委員　　進行管理で、人口はそういう現実ではないですかと。まして、一番減るのは北海道で、次に２番目が福島県だと。これでは活力ある福島とは言えないのではないか。理由と根拠があるはずです。ですから、その辺をしっかり進行管理をして、原因があるはずですから、その辺を施策の取組みの一つの大きな土台にしてくれませんかということをお願いしておきたいと思います。

議　　長　　わかりました。

この点は何か事務局のほうでコメントはありますか。

総合計画課長　　浅和委員がおっしゃるとおり、ごもっともな点でございます。国勢調査の速報値で202万8,000人台というようなことで、おっしゃるとおり６万2,000人減っている、１年間で１万2,000人台の人数が減っているということでございます。そのようなことの事実をしっかりととらえまして、今後どうしていったら人口の減少に歯止めがかかっていくのか、歯止めまではかけられないにしても、抑制していくことができるのか、そうい

った点につきましてしっかりと分析をし、各部局と一緒になって、また、県民の皆様、市町村、各団体の皆様方と一緒になって、活力ある県づくりをしっかりとやっていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議　　長　　また、いろいろご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いします。
ほかの点で結構です。どうでしょうか。

瀬田委員　　南会津から参りました瀬田と申します。よろしくお願いいたします。
南会津地域は大変高齢者が多くて、若い方が出ていってしまう状態が続いています。福島県におきましても人口が減っていくという部分は明らかであって、その人口の中で、誰が多いかということなのですけれども、高齢者の方が大変多いのであれば、その高齢者の方にもう少し頑張っていただいて、地域にもう少し力を注いでくれるような条件というものをつけていただければ、若い人だけに頑張れ、頑張れと言われても、経験不足だったり経済的な理由から、なかなか社会的な活動ができないので、高齢者の方に対してもう少しそういった部分を強化していただき、元気が多いというふうになっていただければとてもありがたいなと思いますし、元気になって健康になるということは医療費の削減にもつながると思います。あちこちが痛いとか、ふさぎ込んでしまうとか、孤独になってしまうということも増えると思いますので、もう少し高齢者の方の知恵とか、そういったことを生かせるような施策を考えていただければなとも思いました。

議　　長　　ありがとうございます。
進行管理部会を新たに発足させるというよりは、発足しているのですけれども、今年度の進行管理部会の方針について、こういう観点でというご意見をお伺いしました。
この進行管理部会の進め方等について、何かほかにご注文はございましょうか。

長澤委員　　進行管理の進め方なのですけれども、先ほど浅和さんがおっしゃいました例えば人口減少の問題とか、今おっしゃいました高齢者の生かし方とか、そういった意見がありましたけれども、やはり、進行管理をする場合に、一つの項目ではなくて、これは前の進行管理の方法をどうするかというときにも意見が出たと思うのですけれども、非常に各項目が複合的に重なり合っているということが言えると思います。
例えば、礎のところで、施策の一つ、子どもを生み育てやすい環境づくりとか、次の活力のところの定住とかという問題、次にいきますと、

やはり誰もが安心して健康で生きられるとか、そういったように８つの項目、22の政策が、全部複合的に重なり合っていますので、その辺をよく状況分析をして、それを評価に生かしていく、それが私は非常に大切だと思いますので、その辺を十分になさっていただきたいと思っております。要望です。

議　　長　先ほど事務局のほうから説明がありましたように、資料６の２ページにありますが、とりあえず今年度は５施策、来年度は８施策、再来年度は９施策、その後25年度、26年度で、今、長澤さんが言われたように、すべて見た上で、それぞれどういう関係があるのかということを見ようとしているのが多分25年度です。そのようなことをフィードバックしながら見ていかなければいけないというのは、この中の注意が払われていると思いますので、今の意見を解して進めていただければと思います。どうもありがとうございます。

ほかにどうでしょう。何度も申し上げますけれども、昨年度から、あるいは今回の計画から、改めて総合計画審議会の中に進行管理部会というものを設けて、我々自身がきちんと県と一緒にこの総合計画を前向きに進めていくための部会を設けました。ですから、ある意味ではまだまだ定式が十分あるわけではなくて、走りながら考えなければいけないことがありますので、審議会の皆さんにもご協力をいただきながらこれを進めていくということにしたいと思います。

今、ご提案がありましたことについて確認をいたしますと、何度も申し上げますように、総合計画審議会の中の進行管理部会については、既に今年度冒頭から出発しております。23年度につきましては、部会委員は８名ということで、そのうちこの審議会のメンバーから５名、３名については審議会委員以外の方を特別委員としてお迎えするというような委員構成で進めたいというご提案でしたが、この構成で進めさせていただいてよろしいですか。

（「異議なし」という声あり）

それでは、その点はそのようにさせていただきます。

早速ですが、この部会の委員の指名につきましては、先ほどの土地利用基本計画改定検討部会と同様、私から指名をさせていただきます。

本日は、審議会委員から選ぶ５名の部会委員のみを指名させていただきます。

それでは、またお手元の委員名簿をご覧ください。

塩谷　弘康　委員

庄條　徳一　委員

橘　あすか　委員

結城　美智子　委員

それと、私を含めて５名といたします。よろしくお願いします。

なお、先ほど来説明しております３名枠ですが、この３名の方々については、知事が任命をされた後に、次の審議会が５月に予定されていますので、そのときにこの審議会で指名させていただきます。

この進行管理部会については以上で終わらせていただきます。くれぐれも、部会のメンバーになられている方はよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事の４番目ですが、施策取組状況評価の見直しについて、これについてまた事務局からご説明ください。

総合計画課長　それではご説明いたします。資料の８になります。通し番号、右上のほうでは27ページございます。「施策取組状況評価の見直しについて」をご覧いただきたいと思います。

まず、審議会からの意見及び県の対応方針でございますが、昨年11月に審議会から県に対しまして、平成22年度施策取組状況評価について実施した第三者評価結果に基づく意見具申がございました。そのうち、評価調書の見直しにつながる意見が３つございました。その意見と、それに対する県の対応方針について、改めてご説明させていただきます。

１点目は、施策がどのように進んでいるのか、また、個別事業の成果が計画の実現にどのように結びついているのかがわかるように、評価方法等を工夫する必要があるというものでございました。

それに対して、県といたしましては、指標等をもとに施策の達成状況をわかりやすく示すこと、そして、個々の事業が施策の推進にどのように貢献しているかという視点を加えて評価を行うとしたところでございます。

２点目は、課題や今後の取組みの方向性を明確にするには実績と成果を分けて考える必要があるというものでございました。これに対しては、単に事業の実績を挙げるのではなく、１点目と同じく、各事業が施策の推進にどれだけ寄与しているかが分かるようにするとしたところでございます。

３点目は、評価調書については、様式間のつながりがわかりやすくするなど、様式や記載方法を見直す必要があるというものでございました。これに対しては、様式２では、個々の事業の施策への貢献度がわかるようにすること、様式３と４の間では、様式４に抽出した考え方がわかるような記載にするなど、様式間のつながりがわかるように改善するとしたところでございます。

このような考え方に立って、評価調書の改正について検討した結果、評価調書の主な変更点に記載のとおり変更してはどうかと考えております。

様式１の指標調査票では指標の達成度を設けること、様式２の施策対応事業一覧表では事業の施策への寄与度を設けること、様式３の細項目調書では指標の達成度を設けること、様式４の重点施策調書では指標の

達成度及び施策の進捗度を設けてはどうかということで考えております。

通し番号の28ページをご覧ください。通し番号の28ページでございますが、これは、政策分野別の施策取組状況評価に関する調書の構成を表したものでございます。先ほどご説明申し上げたとおり、施策取組状況評価の対象は22の重点施策となります。この評価調書が右端に書いてあります様式４の重点施策調書になります。その重点施策調書は22の重点施策ごとに作成します。また、この重点施策調書をつくる前の段階で、22の重点施策の下にある63の細項目の評価を行います。それが真ん中にある様式３の細項目調書でございます。この細項目調書は、様式１の指標調査票と様式２の施策対応事業一覧表などをもとに作成します。矢印と反対方法からの説明をいたしましたが、様式１・２・３・４の関係は、今言ったようなことになってございます。

次に、通し番号の29ページから32ページが様式１から４の調査票の具体的な変更内容の状況です。29ページでございます。様式１の指標調査票の変更前、これまでの22年度のものと、見直し後ということで23年度からこのようにしたいという案でございます。見直し案の中ほど下に⑯達成度欄を設けております。

次のページ、通し番号30ページでございます。これが様式２、施策対応事業一覧表でございます。変更前と見直し案ということで、上下になってございますが、見直し案、下のほうの一番右の欄に⑭施策・細項目への寄与度欄を設けております。

続きまして、通し番号31でございます。様式３、細項目調書の変更前・見直し案でございます。見直し案の中ほど上に⑦指標の状況欄を設け、指標の達成度を記載するようにしております。

続きまして32ページでございます。様式４、重点施策調書の変更前・見直し案でございます。見直し案の中ほど上からでございますが、⑦指標の進捗状況、⑧意識調査項目、⑨施策の進捗度の欄を設け、指標及び意識調査項目の達成度と施策の進捗度を記載するようにしております。

次に、指標の達成度や事業の施策への寄与度、施策の進捗度といった欄を設けようとしているわけですが、そういったものをどのように記載するかについてご説明いたします。

通し番号の33ページをご覧ください。様式１の指標調査票の記載イメージでございます。⑯達成度の欄には、直前の⑮の達成率をもとに達成率が100％以上の場合はＡ、80～100％未満の場合はＢ、70～80％未満の場合はＣ、70％未満の場合はＤというような判定をしてはどうかと考えております。なお、モニタリング指標ということで、目標値を持っていない指標がございます。そのようなものについては、目標値がないわけですので達成率は算出することができません。そのようなことから基準値として設けている基準値との比較で、基準値の110％、すなわち10％

上回っているといった場合はＡ、100～110％未満の場合はＢ、90～100％未満の場合はＣ、90％未満の場合はＤとしてはどうかと考えております。

次のページ、34ページでございます。様式２の施策対応事業一覧表の記載イメージでございます。⑭右の端でございますが、施策・細項目への寄与度欄には右下の吹き出しに記載のとおり、事業の規模なども勘案しながら当該事業の実施によって施策・細項目がどれだけ進むと期待されるかという視点と、実際の事業の達成度という視点から、寄与度が特に高い場合はＳ、寄与度が高いという場合はＡ、ある程度寄与しているといった場合はＢ、寄与度はやや低いといった場合はＣ、寄与度は低いといった場合はＤといった５段階で、これはどうしても定性的にならざるを得ませんが、定性的に自己評価をしてはどうかというふうに考えております。なお、23年度は個別事業の記載にあたっては、重点事業や主要な事業を対象に記載することとしたいと考えております。

次のページ、35ページでございます。様式３の細項目調書の記載イメージでございます。⑦指標の状況のうち、指標の達成度欄には、様式１に指標調査票の達成度が、Ａ～Ｄといったことで書かれますので、それを転記することとしたいと考えております。

次のページ、36ページでございます。様式４の重点施策調書の記載イメージでございます。⑦指標の進捗状況欄には様式３の指標の状況を転記いたします。⑧意識調査項目欄にはモニタリング指標と同様に意識調査項目には目標値がございませんので、達成率を算出することができませんから、モニタリング指標と同様に基準値との比較で、110％以上の場合はＡ、100～110％未満の場合はＢ、90～100％未満の場合はＣ、90％未満の場合はＤということで判定してはどうかと考えております。

次に、⑨の施策の進捗度でございます。この施策の進捗度には指標と意識調査項目の達成度をＡ～Ｄ等で判定しておりますが、その達成度を数値化し、その平均値により総合的に判断してはどうかと考えております。Ａの場合は４点、Ｂの場合は３点、Ｃの場合は２点、Ｄの場合は１点を配分して、その合計を指標の数で割るというようなことで平均値を出すということでございます。この平均値により総合的に判断してはどうかと考えておるところでございます。平均値による基準というものは、「順調」といったものは平均値が3.6以上の場合、「概ね順調」は平均値が3.0～3.6未満の場合、「やや遅れている」といった場合は平均値が2.0～3.0未満の場合、「遅れている」は平均値が2.0未満の場合、このようなことで施策の進捗度を表してはどうかと考えたところでございます。

以上が審議会からの意見を踏まえて検討した具体的な評価調書の変更内容でございます。県民の皆様に総合計画の進捗状況をわかりやすくお示しするとともに、事業の構築・改善に効果的に活用ができ、かつ事務

量的な制約といったものも考慮しながら検討したところでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
以上でございます。

議　　長　　ありがとうございました。
丁寧なご説明をいただいてこんなことを言うと説明をされた方に怒られてしまいますけれども、今、これを全部理解できる人は大したものです。これから、この進行管理のいろいろな点検といいますか、こういうものを見ながら、どういうことが進められているかは、これからじっくり時間をかけて皆さんにご理解いただければいいかと思います。要は、この進行管理だとか、その中で使われているＰＤＣＡサイクルだとか、これを突き詰めていくとどんどん精緻になってまいります。そのことと、この施策の大義名分、あるいはこれが本当の理念を議論することとは乖離しないようにしなければいけない。特に審議会のメンバーの方々には、この進行管理を通して福島県の計画の哲学とでも申しましょうか、理念といいましょうか、その点がぶれないようにしていただく。そこで皆さんにお目付役をやっていただいているわけです。一方で、この進行管理の極めて詳細なことについても、これから徐々にご理解いただきながら、とにかく太い幹の部分を皆さんには見落としのないようにお願いしたいと思います。
この議論をするときも、事業評価だとか進行管理が木を見て森を見ないことになりはしないだろうかということをずっと議論してまいりました。ややもすると、木だけを見て全体の森が見えなくなってしまうというようなことにならないようにしていかなければいけないという議論の結果、どんどんこうやって詳細になっていきますけれども、皆さんは同じレベルでこの細かいところをご理解いただくというところまでいかなくてもいいのではないか、そういうと怒られてしまいますけれども、こういう精神でやっているということをご理解いただきたい。
それから、これを議論するときに、初めての方はわかりにくいと思いますので一つだけコメントします。今の最後のほうの表で説明いただいたところに指標の説明がありまして、その中にモニタリング指標という言葉が出てまいりました。なぜこういう言葉を使っているかということだけご説明します。
一般的な数値目標を使うためには、定点観測をしてかなり確度の高いデータを使わなければなりません。例えば、国の指定統計だとか、きちんと毎年、あるいは３年に一度、５年に一度、きちんと定点観測をしているデータ、精度の高いものを使わないと数値目標として使えません。ところが、総合計画の進行管理をするときに、こういう点を知りたいのだけれどもといったときに、数値目標になかなかなじまない、そういうデータがそもそも安定的に手に入らないときにどうしようとしたか。そ

のときに考えたのがこのモニタリング指標です。

また、意識調査項目は、県当局が県民調査をやったりする、時々いろいろな事業について、あるいは施策についてのアンケート調査を行ったりすることがあります。満足度調査とかいろいろなことをやります。そういう、あまり統計的にいうと定点観測や国の指定統計だとか、そういうものによらずに現在やっている統計あるいはアンケート調査に基づいて補充をしようとしたものが、このモニタリング指標や意識調査項目であります。ですから、どちらかというときちんとした数値目標としてデータが得られるものはそれを使う。しかし、それが得られないような場合には、あるいは数値目標になじまないようなものを補完していこうというものがモニタリング指標で、県民の満足度が60％なのか65％なのかというようなことで補完しているものが意識調査項目であります。

こんなことを補足説明しておいた上で、さて、今年度、部会からいろいろ意見があったものについて、こんなふうに修正しますということの説明が今ありましたが、何かこれについてご質問等はございましょうか。あるいはご意見でも結構です。すぐにこれを全部、詳細にご理解できなくても、何かこの点、あるいはこの用語がわからないというレベルでも結構ですので、ご質問、ご意見等があればありがたいと思います。

それでは、私のほうで、もし皆さんのほうで、これを改めて見て、この施策取組状況評価の見直しについてですけれども、何かお気づきの点やご質問等がございましたら、事務局のほうにお問い合わせいただくことはこれまでもこの審議会の中で何度もやっておりますが、そんなやりとりをさせていただいてよろしいですか。

総合計画課長　短時間の中でご説明をさせていただき、ご意見をちょうだいするというようなことで、なかなかご理解いただけないという部分もあろうかと思います。持ち帰っていただきまして、様式は任意で結構でございますので、事務局まで意見等がありましたらご提出していただければと思います。ただ、いつまでという期日の定めがないとずるずるになりますので、２月25日というような日にちを切らせていただきたいと思います。２月25日まで、この資料８の部分で、お気づきの点、ご意見等がありましたら、任意様式で結構でございますので、事務局までご提出をしていただければと思います。それなども参考にしながら改正作業をさせていただきたいと思います。

以上です。

議　　長　10日後が締め切りだそうですが、熱いうちにお問い合せをしたほうがいいと思います。一両日中にお願いいたします。期日は25日が目安だそうです。

そういうわけで、この見直しは一応こういう案で来年度の評価をして

いこうという原案としてご了解いただきたいと思います。
なお、今言いましたように、皆さんの意見は25日までご提出いただくと、事務局のほうでも見直しをするということでございます。

議　　長　　以上であります。きょう皆さんのお手元の次第に示されている議事の４項目はこれですべて終わりましたけれども、６番のその他というものがございます。事務局のほうで何かございましょうか。

総合計画課長　　総合計画課から２つございます。
１つは、資料の９ということでお手元のほうに資料があろうかと思います。資料９「平成23年度重点事業等の主要事業等について」という資料でございます。今月３日に知事が平成23年度当初予算案の概要について記者発表しております。皆様も新聞等でご承知のことと思いますが、施策取組状況評価などを踏まえて構築した重点事業に関する資料を資料９としてお配りしておりますので、後ほどご覧になっていただければと思います。これが１点目でございます。
２点目は、指標の見直しについてでございます。お手元の総合計画の冊子の72ページをご覧になっていただきたいと思います。お開きいただけましたでしょうか。
「政策分野別の重点施策」というタイトルで書かれたページでございます。その欄外、脚注のところの34番がございます。読みます。「指標の目標年度は、原則として計画最終年度である平成26年度となっていますが、計画期間中に国の法定計画等に伴う部門別計画の見直しなどを予定している指標については、平成26年度以前の年度を目標年度としている場合があります。この場合、計画期間中に指標の見直しを行うこととします」と記載がありますが、このような指標が全部で149指標中18指標がそのようになってございます。すなわち、26年度以前の年度を目標年度としているというものでございます。そのうち４つの指標が22年度を目標年度としております。
具体的には、106ページ、107ページをご覧いただきたいと思います。106ページのほうは、「(2) 環境への負荷の少ない低炭素・循環型社会への転換」ということで始まっております。107ページのほうは「③森林環境の保全と森林資源の積極的な活用」というタイトルから始まっているページでございます。106ページでは、代表指標といったものが３つございますが、その一番上に記載の温室効果ガス排出量、これが目標値、平成22年度ということで92%以下ということになってございます。
107ページのほうは一般指標でございまして、その一番目に書いてある一般廃棄物の排出量、リサイクル率、それと２番目の産業廃棄物の排出量、減量化・再生利用率、２つ飛んで、新エネルギーの導入量、この３つがそれぞれ平成22年度の目標値となっております。

今申し上げました４つの指標が、先ほどの脚注34番に書いてある部分の中で22年度が目標年度になっている指標でございます。これらについては、現在それぞれ所管する審議会等で、すなわち環境審議会等で目標値の見直しを行っており、３月末までには目標値が決定される予定となっておりますが、それを総合計画の指標の目標値とすることについて当総合計画審議会に諮る必要がございます。

そこで、本来なら審議会を開催いたしましてお諮りすべきところではございますが、今回は個別計画側、部門別計画側で目標値が決定した時点で、委員の皆様には意見照会をさせていただき、その結果を踏まえて指標の取扱いについては会長と相談の上、対応させていただきたいと考えております。その上で、５月に開催予定の審議会で、その対応状況についてご報告をさせていただくというようなことで進めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解とご了解のほどよろしくお願い申し上げる次第でございます。

議　　長　　ありがとうございます。

今ご説明のように、本年度ぎりぎりいっぱいをかけて目標値等を定めなければいけない、見直さなければいけないという指標があるようでございます。こういうことは今回お諮りできませんでしたので、改めて次回の審議会に諮るべく、今準備を進めているということでご了解をいただきたいということのようですが、今の件について、何か確認すべきようなことはございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今説明を申し上げましたように、これについては新しい目標値が決定した時点で、今年度いっぱいかかるそうですが、決定した時点で委員の方々に意見照会をして、それに基づいて指標の取り扱いを私と事務局のほうで相談をさせていただき、その結果を５月の審議会にお示しするということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

ありがとうございました。

その他ですが、ほかに何かございますか。

土地･水調整課長　　先ほど設置をお認めいただきました土地利用基本計画の改定検討部会でございますが、来週２月22日の午後３時から杉妻会館、この場所で行いたいと思います。正式に後ほど通知を差し上げたいと思いますが、部会委員に指名された委員の皆様、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議　　長　　早速、来週だそうです。よろしくお願いいたします。

浅和委員　土地利用の観点で、農林業センサスで耕作放棄地が全国で39万6,000ヘクタール、福島県は全国一で、２万2,395ヘクタールです。これは土地利用の視点で、この土地に対する方向づけといいますか、こういうことをしっかりと踏まえて、これをどうすべきかという施策展開の土台にしていただきたいと思います。これは要望しておきます。

議　　長　ありがとうございました。

部会の方々もよろしくお願いいたします。既にいろいろ内部で、今の課題は国土利用計画の議論の中でも大分議論をして、この総合計画審議会で確定していただいたところです。なお、具体的に耕作放棄地の問題は本県は全国的にも有名になってしまったので、何とかこの点について一歩突っ込んだ議論をしたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

ほかに何か、委員の方々でその他ございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、きょうは私が議事進行役を務めさせていただいた議事の部分はこれで終了させていただきます。進行にご協力いただきましてありがとうございました。

司　　会　それでは、これをもちまして福島県総合計画審議会を閉会させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

（以　上）